

N - P H O N Eサービス約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社K E S A K Aシステム(以下「当社」といいます)は、このN-PHONE サービス約款を定め、これによりN-PHONE サービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

第2条 (適用の範囲)

本約款は、本サービス利用によるすべてに適用されるものとします。

第3条 (用語の定義)

この約款において次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

N-PHONE サービス	当社設置のサーバーよりデータによる鍵管理や各種生活サポート等をFeliCa チップ対応携帯電話を媒体とし、契約者に向けて行うサービスをいいます。
k e s a k a サービス取扱店	当社の提供するすべてのサービスに対し、契約その他の行為を当社に代わり行う契約店をいいます。
契約者	当社が指定する手続きによりこの約款を承諾の上、当社と本サービスの利用契約を締結している個人又は法人をいいます。
k e s a k a ID	FeliCa チップ対応携帯電話やカードを鍵として利用できるように、当社が設定する固有の識別符号をいいます。
ユーザーID	契約者の確認のためにユーザー自身が設定する識別符号をいいます。
パスワード	契約者保護のため、ユーザーIDとともに、ユーザー自身が設定し、使用するパスワードをいいます。
携帯電話アプリ	携帯電話をプラットフォームとして機能する情報伝達ソフトウェアをいいます。
フェリカ(FeliCa)	ソニー株式会社が開発した非接触ICカード技術方式をいいます。
マスターキー	本サービス利用の際、合鍵発行を行う権限のあるキー(電子データ)をいいます。
FeliCa チップ [®] 対応リーダ	本サービスを利用の際、解錠/施錠のために設置されたFeliCa チップの情報を読み取るための装置をいいます。
合鍵	本サービス利用の際、マスターキーから発行される合鍵(電子データ)をいいます。
携帯電話インターネット接続サービス	携帯電話パケット通信サービス及び携帯電話サービスにおける付加機能として提供する電気通信サービスをいいます。

セキュリティサーバ	端末設備のひとつで設置された各端末設備の核となり、センターサーバへの通信を掌る装置をいいます。
-----------	---

第4条 (kesakaサービス取扱店)

当社は、本サービスの円滑な運営を行うために、kesakaサービス取扱店を設置いたします。

第5条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。但し、本約款の変更後の詳細については、当社Webサイト及びkesakaサービス取扱店に掲示する事により、契約者へ通知したものとします。

2 本約款変更後も契約者が利用契約を継続した場合、変更後の約款について同意したものとみなします。

第2章 本サービス種類及び内容

第6条 (本サービスの種類及び内容)

当社が提供する本サービスの種類は次のものがあります。

鍵アプリのダウンロード

本サービスを受けるために鍵管理を行うソフトウェアを契約したFeliCaチップ対応携帯電話にダウンロード(FeliCaチップにkesaka IDを書き込む)することをいいます。

KESAKA システムからのお知らせ

契約者が、当社より送られる各種連絡を契約携帯電話にて閲覧可能とするサービスをいいます。

建物管理者からのお知らせ

本サービスを契約する建物に管理者がある場合、その管理者より送られる各種連絡を契約携帯電話にて閲覧可能とするサービスをいいます。

合鍵新規発行

マスターキー権限者が特定した第三者の契約携帯電話に向けて合鍵を発行することをいいます。

発行済合鍵設定 / 変更

契約携帯電話により発行された合鍵に関しての一覧確認や設定の変更を行うことをいいます。

携帯キー開錠通知先設定

特定の契約携帯電話の k e s a k a - I D が解錠した情報を情報確認者の契約携帯電話にメール送信を行うか否かの設定を行うことをいいます。

カードキー開錠通知設定

特定のカードキーの k e s a k a - I D の中で、解錠情報を取得したいカードキーの k e s a k a - I D を設定し、開閉情報をメール送信する設定を行うことをいいます。

開 / 施錠履歴確認

住居のドアが解錠 / 施錠した時刻や、解錠 / 施錠した者が誰なのかが判る情報を閲覧することをいいます。

開 / 施錠状態確認

現在施錠状態か解錠状態か契約携帯電話から確認ができることをいいます。

建物管理者へ

本サービスを契約する建物に管理者がある場合、管理者に電話連絡を行います。

マイデータ確認 / 変更

契約者登録済み情報の確認や変更を行うことをいいます。

パスワード変更

情報保護のために契約者自らパスワードの変更を行う事ができます。

情報更新

本サービス利用のために、i アプリ等のソフトウェアを最新の状態に更新する事をいいます。

上記のサービスについては、フェリカ対応の携帯電話のみのサービスとなります。

第3章 サービスの提供区域等

第7条 (サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、本サービス契約携帯電話の携帯電話通信サービス会社それぞれの提供区域において提供します。ただし、提供区域内においても携帯電話の電波の状況により利用できない場合があります。

第4章 サービスの利用契約等

第8条 (契約の単位)

本約款、第9条に定める契約できる者の条件を充足する一契約者ごとに本サービスの利用契約を締結します。

第9条（契約できる者の条件）

当社と本サービスの利用契約を締結できる者は、次の各号のいずれかに該当する個人又は法人とします。

当該建物に入居する者が、現にその建物を区分所有している場合はその所有者。

当該建物が賃貸借建物の場合は、その賃貸借契約における賃借人。

当該建物が区分所有であって、所有者以外の者が使用貸借によって入居している場合等においては、所有者の同意を得た入居者。

第10条（権利譲渡の禁止）

契約者は、本サービスを受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第11条（契約申込の方法）

本サービス利用契約の申込をするときは、当社又はk e s a k aサービス取扱店に対し所定の書面による申請を要するものとします。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

第12条（契約申込の承諾）

当社は、本サービス利用契約の申込があった時は、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定に関わらず、次の場合には、本サービス利用契約の申込みを承諾しない場合があります。

本サービス利用申込者の所有する携帯電話が本サービス利用のできない携帯電話である場合。

本サービス利用契約の申込をした者が本サービスに係る料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合。

本サービス利用契約の申込をした者の所有する携帯電話が利用停止されている場合。

本サービスに関する当社の業務遂行上著しい支障がある場合。

本サービス利用契約申込をしたものがその申込にあたり虚偽の内容を記載した契約書を提出した場合。

その他前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。

- 3 前項のいずれかに該当し当社が直接的、間接的に損害を被った場合は、その損害の賠償を請求いたします。

第13条（k e s a k a - I D）

k e s a k a - I Dは、当社において決定します。

- 2 当社は、修理及び復旧の為の暫定措置の場合のほか、技術上及びセキュリティ上

やむを得ない理由がある場合にはk e s a k a - I Dを抹消等することがあります。

第14条 (パスワードの管理)

契約者は、パスワードの管理責任を負うものとします。また、パスワードを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡もしくは売買してはならないものとする。

- 2 契約者は、パスワードを自己の希望するパスワードに変更する事ができるものとします。

第15条 (契約者の地位の継承)

契約者において、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、契約者の地位を継承するものとします。また、相続人が複数存在する場合は、継承する者を定め当社に届出を要するものとします。

第16条 (契約者による登録内容変更及び抹消)

契約者はセキュリティー上(k e s a k a - I Dを書き込んだ携帯電話を紛失するなど)やむを得ずk e s a k a - I Dの抹消等する必要がある場合は、当社又はk e s a k a サービス取扱店に対し、所定の書面による届出を要するものとします。

- 2 前項の請求があったときは、その請求がセキュリティー上必要な措置であることを当社が認めた場合に限り、その届出を承諾します。
- 3 当社は、契約者がk e s a k a - I Dの抹消の請求に当たって、所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

第17条 (契約者の氏名等変更の届出)

契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社又はk e s a k a サービス取扱店に所定の書面による届出を要するものとします。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第18条 (契約者が行う契約の解除)

契約者が利用契約を解除しようとするときは、当社又はk e s a k a サービス取扱店に所定の書面による届出を要するものとします。

第19条 (当社が行う契約の解除)

当社は、第24条(サービスの提供停止)の規定によりサービスの提供を停止された契約者がその原因となった事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第20条（本サービス用携帯電話の電話番号変更及び機種変更）

本サービス利用に供する携帯電話の電話番号及び機種が変更になる場合、kesakaサービスの解約届出又は電話番号変更届出及び機種変更届出を当社又はkesakaサービス取扱店への届出を要するものとします。また、電話番号変更及び機種変更の際、登録されているkesaka IDは継承されません。

第5章 利用停止等

第21条（契約者による解除の請求）

契約者は、解除を希望する場合は、解除を希望する月内に所定の手続きにより解除することができます。

- 2 契約者が解除する場合、契約者は、解除する月末までに発生した料金等を当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。契約者から既に支払済となったサービス提供後の料金等については、当社は一切払い戻しをしないものとします。
- 3 契約者がマスターキーに係る契約を解除すると、そのマスターキーによって発行された既存の合鍵は全て抹消されて、以後は鍵として使用できなくなることを、契約者は事前に承諾するものとします。

第22条（契約者の都合によるサービス停止）

契約者は、不慮の事故等により、本サービス対象の携帯電話を紛失・破損等した場合は、その旨を当社又はkesakaサービス取扱店に伝えサービスを停止することができます。ただし、本サービス停止期間中も本サービスの支払い義務はあるものとします。

- 2 前項の届出に関し、契約者以外の者がその手続きを行うには、契約者の委任状を必要とします。

第23条（当社の都合によるサービスの提供停止）

当社は、次の場合には、すべて又は一部のサービスの提供を停止することがあります。

当社の電気通信設備の保守点検又は工事上やむを得ないとき。

個人情報の漏洩が想定される事態があったとき。

効率のよいサービスを提供する為やむを得ない場合、その他セキュリティー上及び業務の遂行上やむを得ない事態があったとき。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスのすべて又は一部の提供を停止するときは、あらかじめ契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでは

ありません。

- 3 当社は、自然災害等、予期できない事故が発生した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

第24条（サービスの提供停止）

当社は、次の場合において契約者に予告なく、本サービスの提供を停止することがあります。

当社が請求した利用料金等について、当社が定める支払い期間を経過しても、なお支払いのないとき。

当社が定める利用約款に違反したとき。

本サービスの提供を著しく妨害したとき。

第6章 料金等

第25条（利用料金及び利用申込に関する費用）

当社が定める本サービスに係る料金は、基本料金及び合鍵発行料金とします。

- 2 本サービス利用により発生するパケット通信料金等は契約者の負担となります。

第26条（料金等の支払い義務）

本サービスの契約者は、そのサービスの提供を開始した日の翌月から起算してサービスの利用契約の解除があった日の属する料金月の月末までの期間（提供開始した日の翌月に属する料金月と解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、その料金月とします。）について、当社が提供する本サービスの形態に応じて、料金の支払いを要します。

第27条（手続きに関する料金の支払い義務）

本サービスの契約者は、登録申込みをし、その承諾を受けた場合は契約事務手数料の支払いを要します。

第28条（割増金及び延滞利息）

本サービスの契約者は、料金に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額（消費税別とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。また、本サービスの契約者は、料金、その他の債務（延滞利息を除きます）について、支払い期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から支払日の前日までの日数について14.6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合と

します)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第7章 保守・運用

第29条 (サービス利用契約者の維持責任)

本サービス利用契約者は、FeliCa チップ対応リーダを含む、当社が提供するすべてのサービスにおいて、取扱説明書、利用マニュアル等に記載されている使用方法に適合するよう維持していただきます。

第30条 (修理・復旧について)

当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧します。ただし24時間以内の修理又は復旧を保証するものではありません。

- 2 前項の場合において当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、当社の判断により優先すべき部分のみの修理又は復旧を行う場合があります。

第31条 (修理・復旧の場合の暫定措置)

当社は修理・復旧に関わる暫定措置として、k e s a k a - I Dを一時的に抹消する場合があります。

- 2 前項の場合において当社は、暫定的に発行したk e s a k a - I Dを契約者に貸与するものとします。

第8章 損害賠償

第32条 (責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態(当該サービス利用契約に係る電気通信設備によるすべてのサービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同等程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にある事を当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続した限りにおいて、当該サービス利用契約者の損害を、本サービスの月額基本利用料金相当を1日あたりの限度額として賠償します。

第33条 (免責)

当社は、本サービスに係る設備その他電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、利用契約者に関する土地、建物その工作物等に、損害を与えた場合に、それが工事実施に伴い通常生じるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、火災や侵入などによる損害につき一切責任を負いません。
- 3 当社が設置設定した通信経路（インターネット等）において、違法な盗聴・不正なアクセス等が行われ、情報の一部または全部が漏洩し、そのために生じた損害につき、当社は一切責任を負いません。
- 4 災害、火災、紛争、戦争など当社の管理範囲を超える事由につき本サービスを提供できなかった場合、そのために生じた損害について当社は一切責任を負いません。
- 5 本サービス利用に供する携帯電話が使用不能もしくは、機能不全になり何らかの損害を被ったとしても、当社は、その責任を負いません。

第34条（本人性の確認）

契約者が本サービスの利用契約締結の時から、利用継続期間において、又利用契約を解除する時も含めて、契約内容に何らかの異動が発生する手続の実施にあたっては、当社又はk e s a k aサービス取扱店は次の各号に定める事項等につき照合して本人であることの確認を行いその確認の手続きの実施を以って、当社又はk e s a k aサービス取扱店は、本人確認事項に関して発生するあらゆる損害の責を負いません。なお、当該手続きを行う者が契約者本人でない場合であっても、次の各号に定める事項につき照合できた場合は、契約者本人より権限を与えられている者とみなします。

（1）利用契約締結の時

入居する区分所有建物の所有者であることを証明する書類ならびに、運転免許証、健康保険証、パスポート等本人を確認できる書類。法人にあっては、商業登記簿謄本・抄本及び印鑑登録証明書。

入居する建物に関する賃貸借契約書及び前号同様の本人確認の為の書類。法人にあっては、商業登記簿謄本・抄本及び印鑑登録証明書。

（2）利用継続期間中

契約者及び利用者の各氏名

契約者及び利用者の各住所

契約者及び利用者の各生年月日

契約時登録されている暗証キーワード又は暗証番号

契約者又は利用者の運転免許証等、公的証明書

法人にあっては登記簿謄本・抄本又は印鑑登録証明書

- 2 契約者が前項に定める本人確認に応じない場合及び、照合に成功しない場合、当社又はk e s a k aサービス取扱店は、取引に係る義務の履行、もしくは契約内容の変更を拒むことができるものとします。

第35条（承諾の限界）

当社は契約者から工事その他の請求があった場合に、その履行が技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難なとき、又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあるなど当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合はその理由をその請求をした者に通知します。ただしこの約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第36条（契約者及び利用者の義務）

契約者及び利用者は、次の事項を遵守しなければなりません。

端末設備（FeliCa チップ対応リーダ、各種制御器、セキュリティサーバー等）を取外し、分解し、変更し、若しくは破壊し、又はその設備に線状その他の導体を連絡しないこと。

故意に FeliCa チップ対応リーダにおけるサムターン部分の解錠／施錠を繰り返したり、その他通常利用以外の使い方をしないこと。

端末設備に登録されている k e s a k a - I D その他の情報を通常の利用方法以外で読み出しし、登録・変更し又は消去しないこと。

当社が提供している端末設備を善良な管理者の注意をもって利用及び保管すること。故意に複数回の不完結リード（FeliCa チップ対応リーダ立上げボタンを押し、タイムアウトさせる行為）を繰り返し、通信のふくそうを生じさせる恐れがある行為を行わないこと。

契約者の権限により設定されたサービス設定や、合鍵発行については、如何なる場合も自己責任において管理し運用すること。又当社はこれに関して契約者及び利用者如何なる損害が及んでも一切の責任を負いませんので、取扱いには十分注意すること。

第37条（約款の掲示）

当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページ又は当社が指定する k e s a k a サービス取扱店において掲示することとします。

第38条（付則）

この約款は、平成18年1月20日から実施します。

この約款は、平成18年4月1日に変更しました。

この約款は、平成20年2月16日に変更しました。